

## パブリックコメントの結果

## 1 パブリックコメントの実施内容

## (1) 対象

三重県環境基本計画（仮称）中間案

## (2) 期間

平成22年10月15日(金)～平成22年11月15日(月)

## (3) 方法

三重県ホームページへの掲載、県の本庁及び地域機関にて縦覧及び配布等

## 2 パブリックコメントの結果と対応案

## (1) 意見数

寄せられた意見数は35件でした。

意見数	内訳		
	県民	企業	団体
35件	35件	0件	0件

## (2) 意見内容

環境の保全に関する意見が寄せられ、その内容は別紙のとおりです。

## (3) 意見に対する対応案

寄せられた意見に対し、計画案には2件の意見を反映、6件については今の段階では反映することは難しいと考えます。

計画案に反映するもの	今後対応を検討するもの	すでに計画案に内容が含まれているもの	ご意見の反映が困難なもの	その他（ご意見・ご質問等）	合計
2件	2件	19件	6件	6件	35件

## パブリックコメントの結果

### (1) 計画案に反映するもの 2件

番号	該当箇所	該当ページ	意見概要	意見反映結果(赤字部分の追加)
1	ひとを育てる	43	「そして、このような理解のもとに、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組んでいく力を育む必要があります。」を「環境負荷を減らす行動や生活を進んで実行する必要があります」に変更してはどうか。	(1) ひとを育てる ～環境学習・環境教育の推進～ そして、このような理解のもとに、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、 <b>日常の生活行動も含めて</b> 自ら進んで環境問題に取り組んでいく力を育む必要があります。
2	ひとを育てる	44	「子どもから大人に至るまで、環境学習に必要な機会や情報が提供され、いつでもどこでも環境教育に参加できるようになることで、環境に関心をもつようになり、人と環境の関わりについて正しい理解や認識をもち、自ら主体的に環境保全活動が行えるようになっています。」を「環境負荷を減らす生活をするようになっています。」に変更してはどうか。	(取組目標) 子どもから大人に至るまで、環境学習に必要な機会や情報が提供され、いつでもどこでも環境教育に参加できるようになることで、環境に関心をもつようになり、人と環境の関わりについて正しい理解や認識をもち、 <b>日常の生活行動も含めて</b> 自ら主体的に環境保全活動が行えるようになっています。

### (2) 今後対応を検討するもの 2件

番号	該当箇所	該当ページ	意見概要	意見に対する考え方
3	計画の施策体系	20	(主要な取組)の「生物多様性保全活動の促進」を「自然保護地域・鳥獣保護・外来種・動物愛護～」に分けてはどうか。	基本計画は、主な取組とその基本的な方向を記載したものであり、施策体系として他の施策との均衡を図るうえで、この項目だけを特に細分化することは控えたいと考えます。なお、ご指摘のような分類に基づく取組は、推進計画の中で検討します。
4	生物多様性の保全	33	(里地里山等の保全)はしくみの見直しが必要です。	里地里山保全活動に関しては、平成22年12月10日に「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性保全活動促進法)」が公布され地域連携保全活動の枠組みが大きく変わりつつあります。県ではこれまで自然環境保全条例第三十条に基づく「里地里山保全活動計画の認定制度」によって、NPOなどの団体の自主的活動を支援してきましたが、今後は法律の内容を踏まえ、必要に応じ里地里山の保全活動を促進するしくみについて検討してまいります。

### (3) すでに計画案に反映されているもの 19件

番号	該当箇所	該当ページ	意見概要	意見に対する考え方
5	計画の構成	4	基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり」を「自然と共生し生物多様性を守る社会づくり」とし、以下すべて変更してはどうか。	「自然と共生し」の言葉の中には「生物多様性を守る」意味も含めて表現しています。
6	生物多様性の保全	33	(生物多様性保全活動の促進)「自然公園区域や三重県自然環境保全地域を活用し、適正な保全を進めます。」の「活用し」を「増やし」に変更してはどうか。	「活用」の中には「地域の拡大」も含めての記載ですが、三重県自然環境保全地域を指定することによって、その地域の自然環境を保全するしくみである「三重県自然環境保全地域制度」としました。
7	生物多様性の保全	33	(生物多様性保全活動の促進)「鳥獣の生息環境の保全のため、鳥獣保護区の設定や狩猟の適正化を進め、農林水産物に被害を与える鳥獣については、地域の関係者との連携のもと、適正な個体数の調整と被害対策をはかります。」の「地域の関係者」の前に「野生生物の専門家や」を入れてはどうか。	「地域の関係者」のなかには、野生生物の専門家も含まれています。
8	生物多様性の保全	33	(里地里山等の保全)「里地里山保全活動計画認定制度等の普及促進をはかり、多様な主体の自主・協働による—自然環境保全活動を促進します。」の—に「生物多様性に基ついた」を入れてはどうか。	当該施策の目標自体が「生物多様性に配慮した」ものとなっており個別項目にまで記述することは控えています。
9	生物多様性の保全	33	(希少な野生動植物の保護)「特に保護の必要がある野生動植物については、天然記念物または県指定希少野生動植物種として指定し、種の保護と生息環境の保全を進めます。」は、地域個体群の保護も必要ではないか。	三重県は、多様な自然環境を有しており、それぞれの地域のそれぞれの個体群の重要性も踏まえたうえで、(希少な野生動植物の保護)、(里地里山等の保全)、(生物多様性保全活動の促進)などに掲げた各種取組を実施し、生物多様性の保全に努めてまいります。

10	生物多様性の保全	34	(水辺環境の保全)「多様な水辺環境を保全するため、防災機能との調和をはかりながら河川の特性に応じた多自然川づくりを進めます。」とあるが、この中に「流域の生態系を損ねないよう、生物多様性に基づいた」を加えてはどうか。	「多自然川づくり」とはその自然特性に配慮しながら、河川が本来有している生物の生息・生育環境などの保全創出も確保しながら川づくりを進めていくものであり、ご指摘の趣旨も含まれています。
11	生物多様性の保全	34	(水辺環境の保全)の中で使われている「地域特性に配慮した」を、すべて「生物多様性」に変更してはどうか。	当該施策の目標自体が「生物多様性に配慮した」ものとなっており個別項目にまで記述することは控えています。
12	自然とのふれあいの確保	35	(2)自然とのふれあいの確保において「施策の目標」を生物多様性に基づいたものにしてはどうか。	目標には「その自然特性が損なわれないよう、動植物の生息・生育環境や自然景観の保全への配慮がなされ、またその活動自体も、動植物の生息・生育に適正な配慮のもと、自然環境への負荷が少なく、」とあり、ご指摘の趣旨も含まれています。
13	自然とのふれあいの確保	35	主な課題のタイトル「森林・水辺等の整備・活用」を「生物多様性に基づいた森林・水辺等の整備・活用」に、「緑の保全・創出」を「生物多様性に基づいた緑の保全・創出」に変更してはどうか。	当該施策の目標自体が「生物多様性に配慮した」ものとなっており個別項目にまで記述することは控えています。
14	自然とのふれあいの確保	35	(施策の基本方向)(自然公園等の整備・活用)「施設の管理運営にあたっては来園者のニーズに配慮していきます。」の中の「来園者のニーズ」を「生物多様性の保全にあったニーズ」にしてはどうか。	自然とのふれあいをいかに確保するかとの目標を達成するためには、より多くの入園者の来訪も求められ、生物多様性の保全はもちろんのこと、それ以外のニーズも含めて、その意向に即した運営が大切であることから、原文通りとしたと思います。
15	森林等の公益的機能	37	主な課題のタイトル「森林環境の保全(三重の森林づくり)」、「農地環境の保全」、「沿岸海域環境の保全」、いずれもその前に「生物多様性に基づいた」を加えてはどうか。	当該施策の目標自体が「生物多様性に配慮した」ものとなっており個別項目にまで記述することは控えています。
16	森林等の公益的機能	37	森林整備において「環境林については、針広混交林への誘導等、多様な森林づくりを進めます。」とあるが、これを野生生物の専門家と行う旨、記述を加えてはどうか。	森林整備は地域森林計画の方向性に沿って行っており、その具体的手法については市町村が策定する市町村森林整備計画で定めることとなります。その際、森林をどのようにゾーニングするかによって、必要に応じて各方面から意見を伺うこととなっており、野生生物の専門家からの意見聴取もここに含まれています。
17	森林等の公益的機能	37	森林生態系保護地域をつくってはどうか。	保護地域の役割を果たすものとして、自然公園法および三重県自然環境保全条例に基づき、自然環境を保全することが特に重要な地域を指定するなど、自然環境の保全を行っていますので、ご理解願います。また、森林施策の実施にあたっては、県土の保全や生物多様性に係る配慮について普及に努めているところです。
18	森林等の公益的機能	38	(農地環境の保全)ため池の改修、ほ場整備、農業用排水路の整備を生物多様性に基づいたものにしてはどうか。	当該施策の目標自体が「生物多様性に配慮した」ものとなっており個別項目にまで記述することは控えています。
19	森林等の公益的機能	38	(沿岸海域環境の保全)残された自然海岸や干潟などに保護区をつくってはどうか。	自然公園法および三重県自然環境保全条例に基づき、海岸や干潟も含めて自然環境を保全することが特に重要な地域を指定して自然環境の保全を行っています。
20	森林等の公益的機能	38	(水循環・浄化機能の確保)「住民や企業による植栽活動など多様な主体の参加と協働のもとで、水循環・浄化機能の確保に向けて幅広い取組を進めます。」の植栽活動を「生物多様性に合った植栽活動」としてはどうか。	当該施策の目標自体が「生物多様性に配慮した」ものとなっており個別項目にまで記述することは控えています。
21	良好な景観の形成	39	(4)良好な景観の形成に外来種対策を入れてはどうか。	外来種対策については、基本目標Ⅱ(1)「生物多様性の保全および持続可能な利用」の施策の中で対応しています。
22	ひとを育てる	44	学校教育(義務教育)に生物多様性保全を入れてはどうか。	三重県では教育を推進するための基本指針として「三重県教育ビジョン」(計画期間:平成23~27年度)を平成22年12月に策定したところです。その中に「環境教育の推進」を施策として位置づけており、「生物多様性」についても、これからの環境教育における重要な課題としてとらえ、各学校が特色ある環境教育を行っていくうえで重視していくこととしています。
23	環境経営を進める・環境と経済の両立をはかる	46	第1次産業(農林水産業)の取組に生物多様性への配慮を明記してはどうか。 例: 生物多様性に基づいた農業による農産物(化学肥料、農薬を使わない、いきものを育むなど) 生物多様性配慮の漁業による水産物、生物多様性に基づいた森林整備による県産材の認証や利用促進	いただいたご意見の趣旨は、下記の内容で対応していますのでご理解願います。 (農地環境の保全)「農薬や化学肥料等の節減と適正使用、家畜ふん尿の適切な処理と有効利用等、環境への負荷の少ない環境保全型農業を促進します。」 (沿岸海域環境の保全)「沿岸海域における多様な野生動植物の生息・生育の場を確保し、魚類の再生産や水質浄化等の公益的機能を維持・回復するため、藻場や干潟の適正な保全と復元に取り組みます。」 (森林環境の保全(三重の森林づくり))「環境林については、針広混交林への誘導等、多様な森林づくりを進めます。」

(4)ご意見の反映が困難なもの 6件

番号	該当箇所	該当ページ	意見概要	意見に対する考え方
24	計画の施策体系	20	II(1)「生物多様性の保全および持続可能な利用」については「持続可能な利用」を抜いてはどうか。	「生物多様性の保全」が意味するものは、単に多様性の保全のみならず、それが私たちのいのちや暮らしを守り続けているのだという事実があり、そのことの認識・理解を深めていくことが大切であるとの価値判断があります。このことから、「生物多様性の保全」がもたらす、私たちにとっての意味は、その持続的な利用が可能であってこそ、私たちのいのちと暮らしが保たれるのであり、国の「生物多様性基本法」や「生物多様性国家戦略2010」においても「人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。」とも記述されているので、このことの認識・理解を深める必要があり、あえて「持続可能な利用」を加えています。 なお、生物多様性基本法第5条(地方公共団体の責務)において「地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、……施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と記述されています。
25	生物多様性の保全	33	「調査した自然環境情報は、ホームページを活用して周知をはかるとともに、保全活動を推進します。」は保全活動にならないと思われるので削除するべきではないか。	調査した自然環境情報を情報発信することは、自然へ関心を持たせ、環境保全活動等を行うきっかけともなりうるため、このような記載にしました。
26	生物多様性の保全	33	「豊かな海の恵みを取り戻すために、県民が主体となった里海の保全のための取組を促進します。」は生物多様性に基づいた水辺環境の保全に入れてはどうか。	さまざまな里海の環境保全活動や人材育成の取組などのソフト事業を盛り込んだ取組であり、主として河川・海岸などのハード整備を盛り込んだ(水辺環境の保全)よりも、むしろ(生物多様性保全活動の促進)に入れています。
27	生物多様性の保全	33	里地里山等の保全の「環境保全活動団体」は「自然環境保全活動団体」に変更してはどうか。	「環境保全活動」の範囲には、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護および整備、その他良好な環境の創出を含む様々な活動があり、それらを有機的にネットワーク化し、さらに活動の幅を広げ、里地里山の保全にも資するよう情報提供や技術支援をしていくことは可能であるため、対象を広く捉えることとしています。
28	技術・情報基盤をより充実する	50	「生物多様性保全の研究や保護の推進のための機関や人材を増やす」を追記してはどうか。	(研究開発の推進と促進)の中では、県の研究機関で生物の多様性の確保に関する調査研究を行っており、関係機関と連携しながら、さらに調査研究の充実をはかります。また、第3章2(1)に記述があるように環境教育を通して人材の育成をはかっていきます。
29	計画の推進	55	三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会の「委員」に公募の県民を加えてはどうか。	三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会は庁内の推進体制なのでご意見は反映できませんが、実施結果に関しては白書等で広く公表し、随時意見を受け付け、この推進体制の中で検討して参りますので、ご理解ください。

(5)ご意見・ご質問等 6件

番号	該当箇所	該当ページ	意見概要	意見に対する考え方
30	計画の構成	4	基本目標Ⅰの「化学物質対策」はなくなったのか。	「化学物質対策」は「大気環境の保全」と「水環境の保全」にわけ、それぞれに記述しています。なお、現行計画の取組と変更はありません。
31	第一計画による取組結果と課題	8	基本目標Ⅱ「人と自然がともにある環境の保全」の検証【他の視点からの課題】(生物多様性)「獣害被害が拡大し、適正な個体数管理と獣害対策が必要」は「鳥獣保護～」ではないのか。	課題整理の部分なので、獣害被害が拡大している現状を記述しました。獣害対策には個体数管理と被害防止対策が必要です。
32	環境をとりまく2つの大きな潮流	10	生物多様性をとりまく3つの危機の中身は何か。	3つの危機とは、「①人間活動や開発による危機②里地里山などにおける人間活動の縮小による危機③人間によりもちこまれたものによる危機」といわれています。用語解説に説明を記述しました。
33	環境に関する県民意識	11	(環境に関する県民意識)県民ニーズが高いとか低いとかは関係ない。	ご指摘の通り環境保全のための取組は、法令に基づいて環境基準のように県民ニーズと関わりなくすすめるものもあれば、地球温暖化防止のように皆さんの理解と協力が不可欠なものもあり、こうした取組については、県民ニーズに配慮しながら進めていくことも大切であると考えています。
34	生物多様性の保全	33	「生物多様性の保全を総合的、戦略的に進めるために策定した「みえ生物多様性地域戦略」に基づき、地域固有の野生動植物の多様性の保全に取り組んでいきます。県民やNPO等が生物の多様性についての情報収集や各種相談等のできる窓口を整備します。」に関しては、保護・研究センターや専門の人材も必要と思われる。	(研究開発の推進と促進)に記述したように県の研究機関で生物の多様性の確保に関する調査研究を行っていきますので、ご理解いただくとともに、相談窓口に配置する人材に関しては事務事業の実施段階で検討します。
35	自然とのふれあいの確保	36	(森林・水辺等の整備・活用)「森林に対する多様なニーズに応えるため、森林の案内や野外活動の指導者の養成など森林とのふれあいをはかるための体制整備を進めます。」において、環境保全に合わないニーズはいらないので生物多様性を損なう整備・活用はやめてはどうか。例えば外来種の植栽や自然をこわす施設整備	県民にとっての森林の魅力は、環境保全のみならずそれが人の健康や精神的な癒しにも寄与するなど、多様な側面を持っており、こうした視点にも配慮して、森林とのふれあいの確保をはかる取組を行うこととしていますので、ご理解願います。